

## 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくカードお申込み時の本人確認のお願い

### 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」について

2008年3月1日より、金融機関などを通じた反社会的勢力・テロ組織などへの資金提供やマネーロンダリングを防止するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法律という」）が施行されました。この法律はクレジットカード会社にも適用され、これによりクレジットカード会社はお客様よりカード申込みを受けた際に、お申込人がご本人であるか、官公庁等の公的機関が発行する書類に基づき、お客様のお名前、ご住所、生年月日の確認を行うことが義務付けられました。

### カードお申込みの際のお願い

#### 1. 個人カードの場合（VISA・JCB共通）

大変お手数ではございますが、カードのお申込みに際しまして、お申込みご本人（本会員としてお申込みの方）につきまして、以下の書類のいずれかをご提出願います。

- （1）運転免許証 住所変更されている場合は裏面のコピーもご用意ください。
- （2）パスポート 写真および住所のページのコピーをご用意ください。
- （3）健康保険証 お名前、ご住所、生年月日が記載されているページのコピーをご用意ください。
- （4）住民票の写 発行日より6カ月以内の原本またはコピーをご用意ください。
- （5）その他官公庁から発行され、または発給された書類で、お名前、ご住所、生年月日の記載があるもの  
上記書類に記載されているご住所と、入会申込書にご記入いただきましたご住所が異なる場合は、お申込みご住所が記載されている以下のいずれかの書類のコピーを併せてご提出願います。（領収日付または発行日より6カ月以内のもの）
  - （1）公共料金の領収証書（電気、ガス、水道、電話、NHKのいずれかひとつ）
  - （2）社会保険料の領収証書
  - （3）国税、地方税の領収証書または納税証明書

※お支払い預金口座に信用金庫をご指定いただいた場合は、原則として、信用金庫への「預金口座振替依頼書」をもちまして「本人確認書類」に代えさせていただきますので、上記書類のご用意は不要です。

※ただし、上記書類のコピーを後日追加でご提出いただく場合もございますのであらかじめご了承ください。

#### 2. 法人カードの場合（VISA・JCB共通）

法人の場合は法人の名称、所在地および法人代表者ご本人様のお名前、ご住所、生年月日を確認させていただいております。

大変お手数ではございますが、カードのお申込みに際しまして、法人代表者ご本人様につきまして、以下の書類のいずれかをご提出願います。

- （1）運転免許証 住所変更されている場合は裏面のコピーもご用意ください。
- （2）パスポート 写真および住所のページのコピーをご用意ください。
- （3）健康保険証 お名前、ご住所、生年月日が記載されているページのコピーをご用意ください。
- （4）住民票の写 発行日より6カ月以内の原本またはコピーをご用意ください。
- （5）その他官公庁から発行され、または発給された書類で、お名前、ご住所、生年月日の記載があるもの  
上記書類に記載されているご住所と、入会申込書にご記入いただきましたご住所が異なる場合は、お申込みご住所が記載されている以下のいずれかの書類のコピーを併せてご提出願います。（領収日付または発行日より6カ月以内のもの）
  - （1）公共料金の領収証書（電気、ガス、水道、電話、NHKのいずれかひとつ）
  - （2）社会保険料の領収証書
  - （3）国税、地方税の領収証書または納税証明書

法律に基づき、法人代表者ご本人様のご自宅へご契約に関する書類を配達記録郵便にてお送りさせていただきますので必ずお受け取りください。

※法人の本人確認は、原則として、信用金庫への「預金口座振替依頼書」をもちまして「本人確認書類」に代えさせていただきますので、上記書類のご用意は不要です。

※ただし、上記書類のコピーを後日追加でご提出いただく場合もございますのであらかじめご了承ください。

#### カード送付について

法律に基づき、カードは入会申込書にご記入いただきましたご住所（個人の場合はご自宅、法人の場合は法人所在地）に送付させていただきます。

#### ご提出いただいた本人確認書類について

ご提出いただきました本人確認書類はクレジットカード会社にて、カード契約終了後 7 年間保管の義務がございますので、ご返却はいたしかねますことをあらかじめご了承ください。

■お問い合わせ窓口／株式会社中部しんきんカード  
お客様相談室 電話 052- 202- 0601